

今年の干支は“ひのえさる”。なんでも変化の年とか。
「申」の字源は「神」。それでは八百万の神々に“農業再生”を
お祈りし、ことほぎに。

ひのえさる めでしめ

農委だより

No.33

平成28年(2016)1月

年頭の御挨拶

雲南市農業委員会会長 加藤 一郎



新年明けましておめでとうございます。皆様方におかれましてはご家族お揃いで二〇一六年の新春をお迎えになりましたことと衷心よりお慶びを申し上げます。本年も、皆様には、ご健康で、いよいよご発展の年でありますように年頭にあたり心よりお祈りを申し上げます。日頃は、雲南市農業委員会の活動に対しまして皆様方には格別のご理解とご協力を賜っておりまことに厚くお礼を申し上げます。

さて、現下の農業を取り巻く状況は、昨年の環太平洋連携協定（TPP）の大筋合意で、かつて我々が経験をしたことのない市場開放が合意をなされ、農林水産品や工業品を合わせた全体の関税撤廃率は95%に及び、農林水産物のみでは約81%の関税が最終的には撤廃となるような合意内容であります。このことは、国内の農業経営に与える影響は計り知れないものがあり、特に雲南市のような中山間地域の輸入関税制度等によって守られ

てきた農業は壊滅的な打撃を受けることとなり結果として耕作放棄地がさらに拡大するものと思われれます。一刻も早く、行政（国、県、市）、農業団体、及び農家自身が一体となり協定発効後の国内の農業対策に取り組まなければなりません。農業委員会と致しましても行政に対して此の事を強く働きかける所存でございます。

又昨年、農業委員会制度の大きな法律改正がありました。これまでは公選制と選任制の併用であった農業委員の選出方法を市町村長の選任制に変えて委員数を現行の半数程度（雲南市は上限19名）とし、新たに農地利用最適化推進委員（雲南市は上限40名）を設ける事となりました。いずれも大きな歴史的改革の年であったと言えるのではないかと思います。制度は大幅に変わっても農業委員会としての使命と役割については些かも変わりがありません。雲南市の農業振興等を皆様と共に考え取り組む所存でございます。本年も雲南市農業委員会に対しまして皆様方の格別のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

農地パトロール 「農地の利用状況調査を終えて」

毎年行われる「農地パトロール」を今年度も十月下旬から十一月中旬にかけて市内全域を対象に実施した。例年のように、各地域の農業委員が担当地域の農地の利用状況など、特に耕作放棄地並びに再生が困難な農地・また無断転用など調査を行った。

そして毎年のように思われる事は、年々「耕作放棄地」が確実に増えてきていること、特に一昨年においては、近年にない米価が下落したため、生産意欲の減退なのか、稲を作る水田の減少が顕在化している。

なかには、「草刈り管理」と記入するしかないのか、生産費・機械代等採算に合わない為か、きれいに刈られた農地も何ヶ所か目にした。また、高齢世帯なのか、稲は雑草に覆われ収穫放棄されたのか刈られずそのままのところなど目にした。特に山あいの谷間や奥まったところが年々耕作されなくなつて来ている。そんな中山間地にある超湿地地の有効利用ができる何か良いヒントや事例でも有ればと思われる。畑についても庭先や棚畑などかつては耕作されていた所に草が生え出した。

また追い打ちをかけるように鳥獣被害も里の方に近づいていると共に、今年になって「TPP」締結が新たな問題を派生、なんとか打開策を考えるものの国策の様子を見るしかないの

か。近年にないほど農業環境は厳しさを増しているように感じる。

国土・緑・自然を自ら守っているような国土守人（元気な農家）に地域支援費の提供が有つてもしかるべきと思えるがはたして…。

そんな中一方では、昨年までは稲を作っていた棚田や平場などで排水対策がなされたのか「そば」を刈り取った跡が増えて来た。世間では少しずつ転作が進んでいるのは好ましい事で有る。

それを進化させ、この地で収穫された「そば」など、高速道路を下りたら地元提供という形で新たな六次産業の場が登場すれば高いのかなと思つたりもする。

稲作にこだわらず、転作・景観作物・市民農園など現農家と現実や実態をあまり知られない非農家と共に農地をどの様に活用していくのか。

例えば安心安全な作物を目指すなら、過去に木次町は「有機農業」に特化した歴史も有り農作物を自らこだわって耕作し、栽培する楽しさや自分で加工し自ら食べる楽しみ、そんな「小さな贅沢」だったり農業者だけが固まるのではなく地域全体、みんなで動けば耕作放棄地が少しでも減るのではないかと思われた。



遊休農地に対する農地利用意向調査の結果について（平成27年春実施）

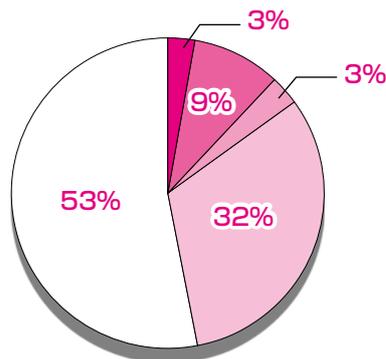
1. 対象・回収

対象者数	回収数	回収率
536 世帯 (950筆)	406 世帯 (734筆)	75.7%

- 農地中間管理事業の利用
- 農地所有者代理事業の利用
- 自ら権利の設定又は移転
- 自ら耕作を再開
- その他（農業上の利用以外）
鳥獣被害・高齢化・農地状況が悪い

2. 利用意向結果

利用意向の内容	筆数	面積 (㎡)	対象者数
農地中間管理事業の利用	23	18,437	14
農地所有者代理事業の利用	74	62,635	38
自ら権利の設定又は移転	23	39,191	10
自ら耕作を再開	218	142,821	128
その他（農業上の利用以外） 鳥獣被害・高齢化・農地状況が悪い	396	325,086	216
合計	734	588,170	406



視察研修レポート

注目したい地域自主組織と農業

広島県安芸高田市川根地区
「川根振興協議会」・「農事組合法人かね」

Ⅱ 振興協議会内に農林水畜産部を設置・ 営農組織との緊密な連携Ⅱ

川根地区は島根県邑南町に隣接し、平成26年3月末時点で人口490人、223世帯、19の集落で構成された県境の集落です。

10月26日、地域自主組織「川根振興協議会」が運営する地域住民の交流拠点施設『エコミュージアム川根』で、同協議会の辻駒健二会長にお話しを伺いました。辻駒会長は「農事組合法人かね」の代表を務めます。

「川根振興協議会」は、文化交流・生活環境・教育福祉などに関係する一般的な自主組織の活動に加え、柚子を利用した加工品の開発・販売に取組んでいるほか、農協撤退後の店舗やガソリンスタンドの運営、公共交通に代わる運送事業（交通弱者を対象とした「ミニミニティーバス」）や、移住希望者を対象とした定住事業にも関わっており活動範囲は極めて多岐にわたっています。

注目すべきは振興協議会内に専門部会として農林水畜産部を設け、農事組合法人等と連携して「農地の保全」、「地域産業の活性化」などに取組んでいることです。

川根地区の農地面積は現在80ヘクタール。かつては100ヘクタールあった農地は圃場規模が小さく、耕作放棄地が年々拡大。そこで振興協議会が中心となって、事業に消極的な農家の説得や資金の捻出など多くの困難を乗り越え、平成15年に基盤整備を完了させています。これをきっかけとして、平成20年に「農事組合法人かね」を設立。現在までに60ヘクタールを集積し地域農業を支えています。

生産調整は法人がすべて引き受けるとともに、農地集積に対し国や市から1,800万円（10アール当り3万円）の補助金を得て初期の活動資金に充てたことでした。また、県のモデル事業により農機具格納庫やライスセンターを整備。法人には現在157人が参加しており、保有する機械施設はコンバインとライスセンター（32石6基）で、田植機やトラクターは個人からの借り上げにより投資を抑えているとのことでした。

中山間地域等直払制度による集落協定は地区で一本化し、個人配分も含めて振興協議会が交付金を一括管理。集めた資金は農家に限定することなく、非農家

も含めた地域全体で活用し集落の維持に役立てているとのことでした。「農地が荒果れて、草だらけとなった故郷に子供たちが帰ってくると思いますか」と、辻駒会長の言葉は明快です。

法人の事業収支等について詳細を伺うことは出来ませんでした。経営の目的が単なる儲けのためでないことは明らかでした。また、行政に対しては常に新しい提案を試み、上手に支援を引き出す説得力と強力なリーダーシップの必要性も感じることが出来ました。

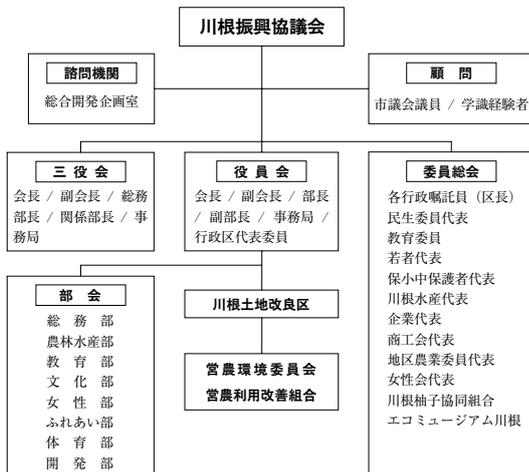
農地と山地が入り組んだ山あいの地域で、農業を取り巻く厳しい状況は雲南市と同等かそれ以上と思われまます。そうした環境の中で「地域の存続」という大きな課題に対し、あらゆる分野の人々が一丸となって取組む姿勢には驚かされました。

雲南市では各地で旧公民館単位での地域自主組織が立ち上げられ、振興計画書の作成や行政との業務協定の締結等が進められています。少子高齢化とともに様々な地域の担い手が不足する中、地域を



存続させるためには住民自ら知恵を出し合い助け合っていかなければならないからです。ただし、こうした流れに農業が置き去りにされてはいないか。田畑と農業農村は地域の要であり原点です。今一度、振興計画の自身に目を通してみていいのではないかと思います。

辻駒会長からは「農業委員会も法改正によって体制が変わるようだが、農業委員は農業以外の分野でも活躍してほしい」旨の言葉もあり、今後、農業委員会や営農組織、農業関係者が地域自主組織と連携を深めていければと感じた研修でした。



※資料：川根振興協議会 組織構成

農業施策について 市長に建議書を提出

十一月九日、来年度予算の編成時期を前に、市長に対して雲南市の農業施策に関する「建議書」を提出しました。

二十六年産米の価格の下落や農家の高齢化などにより耕作を止める農地が増加しており、担い手の確保、育成が喫緊の課題となっています。また、国政ではTPP協議が大筋合意されるなど農業を取巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

建議の中では、これ以上の農地の荒廃を防ぎ、次代に優良農地を引き継げられるよう、農業経営が安心して続けられるような制度や仕組み、環境づくりを求めています。

建議書の項目

- ◆ 農業振興施策の拡充、支援について
 - ① 高付加価値化、販路拡大施策の支援
 - ② 担い手育成対策
 - ③ 農地対策
- ◆ 有害鳥獣対策
- ◆ 畜産振興対策
- ◆ 農業委員会法改正に伴う支援について

“異常気象—農政改革” ～建議書の提出にあたって～

昨夏は、盆客が去った後、急に涼しくなった、と思ったら今度は長雨、今までの暑さは何だったかと思う程。稲刈りが終わった水田ではその苦闘振りがあちこちで見受けられた。農家にとっては大変な年だった。

昔から猫の目農政と言う言葉があったが、昨年はそれ以上の農政改革がトップダウン方式で振りかかって来た。一昨年の大幅な米価下落に続き、農協改革、農地の集積、法人化、農業委員会の改正まで小泉政権の郵政民営化以上の行政改革に現場はついていけない。補助金、助成金等鼻

先にも長い年月国の政策に努力・協力して来たが、今となつては中山間地の農家はもうその体力も気力も資金もない現実ではないか。一方、世界情勢は、食糧難、紛争、難民問題等、余りにも課題が多く一農業者はついていけない。

そして何よりも、気候も人口も環境も異なる国々との自由貿易、関税撤廃など、TPPの大筋合意は、生活弱者の切り捨てに繋がるのではないかと心配される。

地方創生大臣も誕生したが地方のことは地方でと言われてもサイフの

紐はしっかり国が握っている。今現在、産地間競争に耐えられる力があるだろうか？少子高齢化の中にあつて次の世代にどうしたら安心して農業を引継ぐ事が出来るのか市民皆で考えなくてはいけない。地方間で競争し合う施策など国の農業政策とはいえない。国民全体の生活環境を整えるのが国が行うべき農業政策ではないのか。一過性のばらまき型の補助金では生産者は納得できない。長期的な支援がなければ農業は維持できなくなる。

農政委員会では建議書の作成に取り組んだ。それは平成28年度の雲南市の農政に反映させる為に農業者の声を届けることを目的としている。農業委員全員からの意見を建議としてまとめた。主な意見としては農地中間管理機構の問題点である。雲南市のような中山間地域では農地の出し手は沢山あるが受け手がないなど機能しない問題がある。その為雲南市には国や県に対し制度の見直しを要望する様、求めた。又他に有害鳥獣被害対策や担い手対策等多くの提案をし、来年度農業関連予算で必要な措置を講じられるよう建議を行った。

(農政委員長)

安心して豊かな老後生活のために 農業者年金に加入しましょう

老後といっても人さまざまで、暮らし方によって必要な経費は大きく異なってきます。

平成25年総務省家計調査をもとに、65歳以上の高齢農家の夫婦のみの世帯の現金支出額を推計すると、月額約23万8,000円が必要になるといわれています。夫婦2人の国民年金は、保険料を40年間納めた場合、月額約12万9,000円で、前記の生活費には月額10万9,000円が不足することになります。この不足額を補うためには、年金が必要になります。農業者だけの農業者年金に加入し、豊かな充実した生活を支える生活資金を確保しましょう。

農業者年金制度は、「農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資すること」を目的とする公的な政策年金制度で、その特徴はつぎのとおりです。

農業者年金の6つのポイント

- ① 農業者の方なら広く加入できる
- ② 少子高齢化時代に強い積立方式（確定拠出型）の年金
- ③ 保険料の額は自由（月額2万円～6万7,000円）に決められる
- ④ 終身年金。80歳前に亡くなった場合は死亡一時金が遺族へ
- ⑤ 保険料の全額社会保険料控除など税制面の優遇措置
- ⑥ 認定農業者など意欲のある担い手には保険料の国庫補助あり

農業者年金に早く加入されることをお勧めします。男性も女性も老後の生活に年金が重要であることに変わりはありませんが、女性は、男性よりも長生きですので、年金に長く依存することになります。夫婦が共に農業者年金に加入することを考えてみませんか。

お問い合わせ先：雲南市農業委員会事務局 ☎ 0854 - 40 - 1092

ちょっと

さしこ



今年申年です。猿といえば、桃太郎のお伴をして鬼を退治したり、カニをいじめて蜂や栗や白にお仕置きを受けたりと昔話でも馴染みの深い動物ですが、近年では田畑を荒らしたり民家へ押し入ったりとイノシシなどと共に迷惑害獣にされています。

今回は、雑学として干支にちなんでの猿のことを少し調べてみました。動物の中でなぜ猿が選ばれてなぜ九番目なのかは残念ながら定かではありませんでしたが、どうも中国の暦法で天を十二に分けそれぞれに十二の動物を振り当てられたようです。

また、一月一日の朝に神様の家にねずみが牛の背中に乗って一番最初に入ったから一番目になったとか、猫はねずみに騙されて神様の家に行かなかつたため干支に入ってもらえなかったの、ねずみを恨むようになったというのの後世になってから作られた話で、干支に動物が割り当てられた由来ではないようです。

それではと、猿に関することわざ・故事成語などを調べて見ましたので紹介します。一般的によく使われるものから「猿芝居」⇨下手な芝居とかすぐに見透かされるような企みのこと、「犬猿の仲」⇨非常に仲が悪いこと、「猿も木から落ちる」⇨その道に長じた者でも、失敗をする事があるということ。類語に「弘法も筆の誤り」「上手の手から水が漏る」「河童の川流れ」など、面白い所では「猿に烏帽子」⇨似つかわしくないことをすることや外見だけを取り繕い中身のないこと、「猿の尻笑い」⇨自分の尻の赤さに気付かず、他の猿の赤さを笑うこと、転じて自分の欠点に気づかず他人の欠点をあざ笑うということ。「意馬心猿」⇨疾走する馬と騒ぎ立てる猿をたとえて、心が煩惱や欲望のために働いて、抑えがたいということ。「猿に絵馬」⇨取り合わせの良いこと。類語に「梅に鶯」「竹に雀」「波に千鳥」などなど。総じて、あまり良いたとえに使われていないようです。例年にも増して一つ一つの事柄に謙虚に慎重に取り組んでいくような年回りなのでしょうか？

教えて！のんちゃんはかせ



利用権設定	農地法第3条
<p>①農用地利用権設定等申出書</p> <p>②固定資産税名寄(写し)</p> <p>③地籍図</p> <p>④付近見取図</p> <p>ほか</p>	<p>①農地法第3条許可申請書</p> <p>②土地登記事項証明書</p> <p>③公図・14条地図</p> <p>④営農計画書</p> <p>⑤位置図</p> <p>ほか</p>
<p>必要な書類</p>	<p>必要な書類</p>
<p>②と③は市役所や総合センターで発行</p>	<p>②と③は法務局で発行</p>
<p>雲南市役所産業振興部 農林振興課(市役所4階)</p>	<p>雲南市農業委員会事務局(市役所3階)</p>
<p>手続きするところ</p>	<p>手続きするところ</p>



農業委員の選出方法等が変わります

平成27年9月4日に農業委員会法の改正を含む「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が公布され、平成28年4月1日施行となります。

主な改正内容は、

- ① 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に(議会の同意を得て任命)の new
- ② 農地利用最適化推進委員の new

この法律の公布に伴い、農業委員会委員選挙人名簿は、今後調製しないこととなり、平成27年12月以降は、農業委員会委員選挙人名簿記載申請書は配付いたしません。

※雲南市の現農業委員の任期は、経過措置により平成29年7月19日までとなっています。

③ 農地を所有できる法人の要件の緩和

役員の新規の農作業従事要件について、役員等のうち1人以上の者が、農作業に従事すればよいことに、また、議決要件については、農業者以外の者の議決権は総議決権の2分の1未満でよいこととなります。

農業委員会事務局が移転しました

雲南市役所新庁舎が平成27年10月13日に開庁しました。それに伴い、農業委員会事務局も新庁舎へ移転しましたのでお知らせします。

新住所 雲南市木次町里方521-1 雲南市役所 3階
電話番号 0854-40-1092 (移転前と変わりません)

農用地区域除外申請は

1月29日まで

— 農地転用をされる前に —

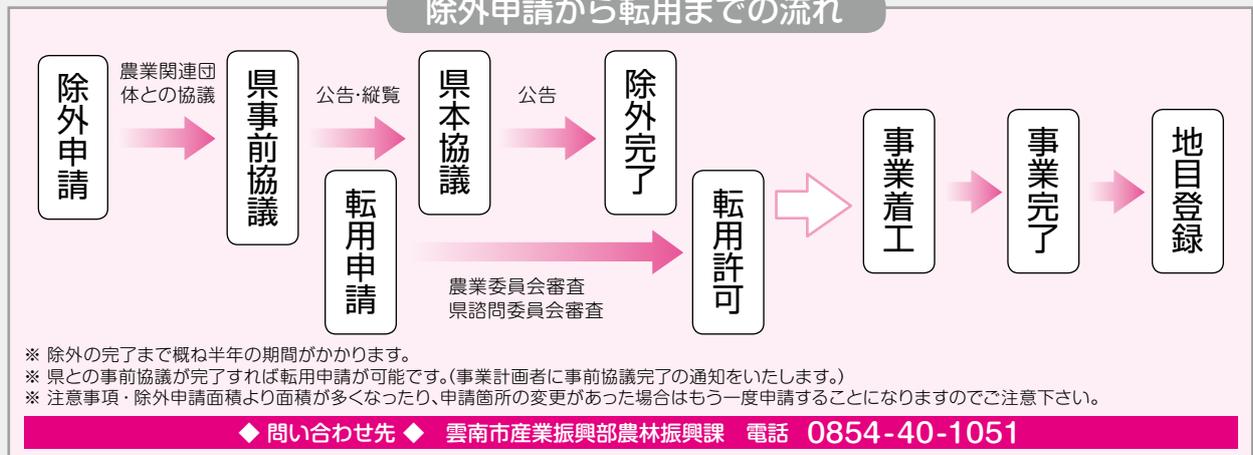
農地転用（農地を農地以外の宅地・墓地など他用途に使用）をされる場合は、事前に農業委員会に農地転用の申請を行い、県知事の許可を受ける必要があります。しかし、農業振興地域整備計画の中の農地利用計画により「農用地区域」に指定されている農地は、原則として農地転用が出来ません（転用の許可が受けられません）。

このため「農用地区域」において農地転用を希望される場合は、まず、その農地を「農用地区域」から除外する必要があります。

つきましては、下記の要領で農用地区域除外申請の受付をいたしますので、所定の用紙により各総合センター事業管理課まで提出して下さい。

不明な点等ございましたら、雲南市産業振興部農林振興課までご連絡下さい。

除外申請から転用までの流れ



視察研修を受け入れました

雲南市農業委員会では、視察を積極的に受け入れ、独自の取り組みについて、説明・紹介をしています。主な視察項目は次のとおりです。

- 11/13 **福岡県朝倉市農業委員会**
空き家付農地制度について
- 11/12 **兵庫県相生市農業委員会**
農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積(別段面積)の設定について
- 10/30 **熊本県あさぎり町農業委員会**
遊休農地の調査
遊休農地の活用(空き家バンクとの関係、別段面積)について
- 9/4 **山形県米沢市農業委員会**
市に登録された空き家物件に付随する遊休農地の取得について
- 8/31 **山形県山辺町農業委員会**
耕作放棄地に対する市や委員会の対応について
遊休農地の活用(空き家バンクとの関係)について
- 8/27 **佐賀県佐賀市農業委員会**
市の定住対策の状況について
農業委員会の下限面積の設定状況について
- 7/27 **兵庫県篠山市農業委員会**
農地取得時の下限面積について

編集後記

新年明けましておめでとう存じます。◆昨秋の環太平洋連携協定(TPP)の関税交渉は高度な貿易自由化を目指し、原則として物品関税を撤廃するとして交渉を進めてきた。◆だが参加国によっては、競争力に乏しく保護する必要のある品目を抱えている場合もある。◆日本はコメや牛・豚肉など農業五項目の保護を訴えてきた。交渉は例外を許容することで大筋合意した。政府は重要項目を守ったとの立場で胸を張るが、関税撤廃率は九十五%に達する。◆「美しい田園風景を守り続ける決意に全く揺るぎはない。政府全体で万全の対策をとりまめめる」。首相官邸で開かれた関係閣僚会議で安部首相は早口で用意された紙を読み上げていた。◆だが、交渉結果は農産物価格の下落や担い手不足に直面し、地域農業は今後大きな市場開放を迫られよう。果たしてTPPに耐えられる農家がどれだけのいるのだろうか。平均年齢は七〇歳に近い農業者。九割近い農家は兼業農家だ。◆農政は保護のために水田農業に膨大な予算をつぎ込み複雑怪奇な補助体系となっている。改革は大いに必要だろう。農の労働コストや食の安全性など思えば、暗然たる思いもする。初暦知らぬ月日の美しく、信子(情報委員長)

農委だより いなていめ 第33号 平成28年1月発行 表紙写真:橋本博

発行 雲南市農業委員会 編集 情報委員会 雲南市木次町里方521-1 雲南市役所 3階 TEL:0854-40-1092/FAX:0854-40-1019